

■ FamiPay 翌月払いサービス利用規約 2024年2月改定箇所（新旧対照表）

新	旧
FamiPay 翌月払いサービス利用規約 第1条（目的） 本規約は、株式会社ファミマデジタルワン（以下「当社」といいます。）が提供する翌月払いサービス（第2条第2項第2号に定義します。）の利用条件について定めるものです。翌月払いサービスを利用する場合には、FamiPay 利用規約（これに付随する特約等を含みます。）及び本規約ならびにこれらに付随して当社が定める各種特約や個人情報の取扱いに関する重要事項、その他取引に際し画面等に表示されるご案内など（以下「本規約等」と総称します。）が適用されます。利用者は、本規約等の内容を承諾の上、翌月払いサービスを利用するものとします。なお、翌月払いサービスの対象となる本マネーサービスに付随または関連して当社または本マネー加盟店が提供するサービスについては、本規約等と併せて、当該サービスに関して当社または本マネー加盟店が別に定める規約が適用されます。また、未成年者は、親権者の同意を得た上で、翌月払いサービスを利用するものとします。	FamiPay 翌月払いサービス利用規約 第1条（目的） 本規約は、株式会社ファミマデジタルワン（以下「当社」といいます。）が提供する翌月払いサービス（第2条第2項第2号に定義します。）の利用条件について定めるものです。翌月払いサービスを利用する場合には、FamiPay 利用規約（これに付随する特約等を含みます。）及び本規約ならびにこれらに付随して当社が定める各種特約や個人情報の取扱いに関する重要事項、その他取引に際し画面等に表示されるご案内など（以下「本規約等」と総称します。）が適用されます。利用者は、本規約等の内容を承諾の上、翌月払いサービスを利用するものとします。なお、翌月払いサービスの対象となる本マネーサービスに付随または関連して当社または本マネー加盟店 <u>(FamiPay 利用規約第2条第12号に定義します。)</u> が提供するサービスについては、本規約等と併せて、当該サービスに関して当社または本マネー加盟店が別に定める規約が適用されます。また、未成年者は、親権者の同意を得た上で、翌月払いサービスを利用するものとします。
第2条（定義） （略） 2．本規約において使用する用語で FamiPay 利用規約に定めのないものについての定義は次のとおりとします。 ①本マネー取引とは、本マネーサービスを利用して行う商品の購入（役務の提供を受ける場合を含みます。）その他の取引をいいます。 （略）	第2条（定義） （略） 2．本規約において使用する用語で FamiPay 利用規約に定めのないものについての定義は次のとおりとします。 ①本マネー取引とは、本マネーサービスを利用して行う商品の購入（役務の提供を受ける場合を含みます。）その他の取引をいいます。 （略）

⑭分割払い利用者とは、第3条により当社から分割払い機能の利用の承認を受けた翌月払い利用者をいいます。 <u>⑮自動リボ機能とは、翌月払い利用者が翌月払いサービスにより当社に対して負担する本債務について、当初の支払期日を基準として、毎月の支払額（支払期日の前月利用分を除き、第9条第1項に定める翌月払い手数料を含みます。）を定めて支払いを行う翌月払いサービスにおける機能をいいます。</u> <u>⑯自動リボとは、翌月払いチャージによる本マネーのチャージ代金相当額に係る本債務の支払について自動リボ機能を利用することをいいます。</u> <u>⑰自動リボ支払分とは、本債務のうち、自動リボにより支払うものをいいます。</u> <u>⑱自動リボ利用者とは、第3条により当社から自動リボ機能の利用の承認を受けた翌月払い利用者をいいます。</u>	⑭分割払い利用者とは、第3条により当社から分割払い機能の利用の承認を受けた翌月払い利用者をいいます。
第3条（翌月払いサービスの申込み） （略） 4. 前項の申込みを受けた場合、当社は、当社所定の基準に基づく審査を行い、当該基準に基づき翌月払いサービスの利用を認めることが可能な利用者に対して、翌月払いサービスの利用を承認します。なお、当該審査により、翌月払いサービスの利用を承認された利用者であっても、スキップ払い機能及び分割払い機能<u>並びに自動リボ機能（以下総称して「割賦払い機能」といいます。）</u>の利用については承認されないことがあります。 （略）	第3条（翌月払いサービスの申込み） （略） 4. 前項の申込みを受けた場合、当社は、当社所定の基準に基づく審査を行い、当該基準に基づき翌月払いサービスの利用を認めることが可能な利用者に対して、翌月払いサービスの利用を承認します。なお、当該審査により、翌月払いサービスの利用を承認された利用者であっても、スキップ払い機能及び分割払い機能の利用については承認されないことがあります。 （略）
第7条（翌月払いチャージによる代金の支払） （略） 2. 翌月払い利用者は、スキップ払い及び分割払い<u>並びに自動リボ（以下総称して「割賦払い」といいます。）</u>を利用している場合その他当社が定める場合を除き、	第7条（翌月払いチャージによる代金の支払） （略） 2. 翌月払い利用者は、スキップ払い及び分割払いを利用している場合その他当社が定める場合を除き、当社所定の方法により指定支払方法を変更することがで

当社所定の方法により指定支払方法を変更することができます。また、翌月払い利用者は、当社所定の方法により、登録口座を変更することができます（ただし、当社が別途定める日を除きます。）。

（略）

4. スキップ払い利用者は、次条第1項又は第4項で選択したスキップ払い支払分の支払期日（以下「スキップ払い支払日」といいます。）に、指定支払方法により、スキップ払い支払分（スキップ払いの対象となる本債務に係る第9条第1項に定める翌月払い手数料を含み、以下同様とします。）を一括で支払うものとします。

5. 分割払い利用者は、第8条の2で選択した分割払い支払分の各回の支払期日（以下「分割払い支払日」といいます。）に、指定支払方法により、分割払い支払分（分割払いの対象となる本債務に係る第9条第1項に定める翌月払い手数料を含み、以下同様とします。）を支払うものとします。

6. 自動リボ利用者は、第8条の3で登録した本債務のうち自動リボによるもの（以下「リボ残高」といいます。）に応じて、同条第3項による毎月の支払額を支払うものとします。

7. 第1項において、指定支払方法を①とした翌月払い利用者が、登録口座の残高不足その他の理由により、前4項に定める支払期日（翌月払い支払日、スキップ払い支払日、分割払い支払日又は自動リボ支払日。以下同じ。）に当該支払期日に支払うべき本債務（分割払いの場合は各回の分割払い支払分、自動リボの場合は各回の自動リボ支払分をいう。以下本条において同じ。）の全額の引落しができなかった場合には、当社は、本債務の全額の支払が完了するまで、当該支払期日の翌日から翌月4日まで、毎日（ただし、当社または金融機関の事情により、期間内の当社が定める日に変更される場合があります。）再度引落しを行います。

8. 前項に定める再度の引落しによっても支払期日に支払うべき本債務全額の引落しができなかった場合には、当社は、当該支払期日の属する月の翌月12日（た

きます。また、翌月払い利用者は、当社所定の方法により、登録口座を変更することができます（ただし、当社が別途定める日を除きます。）。

（略）

4. スキップ払い利用者は、次条第1項又は第4項で選択したスキップ払い支払分の支払期日（以下「スキップ払い支払日」といいます。）に、指定支払方法により、スキップ払い支払分（スキップ払いの対象となる本債務に係る翌月払い手数料を含み、以下同様とします。）を一括で支払うものとします。

5. 分割払い利用者は、第8条の2で選択した分割払い支払分の各回の支払期日（以下「分割払い支払日」といいます。）に、指定支払方法により、分割払い支払分（分割払いの対象となる本債務に係る翌月払い手数料を含み、以下同様とします。）を支払うものとします。

6. 第1項において、指定支払方法を①とした翌月払い利用者が、登録口座の残高不足その他の理由により、前3項に定める支払期日（翌月払い支払日、スキップ払い支払日、又は分割払い支払日。以下同じ。）に当該支払期日に支払うべき本債務（分割払いの場合は各回の分割払い支払分をいう。以下本条において同じ。）の全額の引落しができなかった場合には、当社は、本債務の全額の支払が完了するまで、当該支払期日の翌日から翌月4日まで、毎日（ただし、当社または金融機関の事情により、期間内の当社が定める日に変更される場合があります。）再度引落しを行います。

7. 前項に定める再度の引落しによっても支払期日に支払うべき本債務全額の引落しができなかった場合には、当社は、当該支払期日の属する月の翌月12日（た

だし、当社または金融機関の事情により、翌月 1 2 日以降の当社が定める日に変更される場合があります。) に再々度の引落しを行います。再々度の引落しによっても、本債務の全額の引落しができなかった場合には、翌月払い利用者は、当社指定の方法により当該本債務の支払を行うものとします。 <u>9.</u> 第 1 項において、指定支払方法を②とした翌月払い利用者が、第 3 項に定める支払期日までに支払うべき本債務全額について支払を受けることができなかった場合には、当社は、当該支払期日の属する月の翌月 1 2 日（ただし、当社の事情により、翌月 1 2 日以降の当社が定める日に変更される場合があります。）を再度の支払期日と設定します。再度の支払期日にも支払を受けることができなかった場合には、翌月払い利用者は、当社指定の方法により当該本債務の支払を行うものとします。 <u>10.</u> 前 2 項の規定に基づく本債務の全額の弁済がなされなかった場合には、当社は、当該残額について、翌月払い利用者が保有する本マネー及び FamiPay ボーナスにより充当し又は当社が当該翌月払い利用者に対して負担する債務（弁済期を問わない。）で相殺することができるものとします。 <u>11.</u> 前 <u>10</u> 項の規定に基づき、翌月払い利用者が支払った金額が翌月払い利用者の当社に対する債務の全額に満たないときは、法令の範囲内で、当社が適当と認める順序、方法により充当することとします。また、翌月払い利用者が支払った金額が翌月払い利用者の当社に対する債務の全額を超えるときは、当社所定の方法により、当社が利用者に対し当該超過分を返金することとし、利用者はこれを承諾します。	だし、当社または金融機関の事情により、翌月 1 2 日以降の当社が定める日に変更される場合があります。) に再々度の引落しを行います。再々度の引落しによっても、本債務の全額の引落しができなかった場合には、翌月払い利用者は、当社指定の方法により当該本債務の支払を行うものとします。 <u>8.</u> 第 1 項において、指定支払方法を②とした翌月払い利用者が、第 3 項に定める支払期日までに支払うべき本債務全額について支払を受けることができなかった場合には、当社は、当該支払期日の属する月の翌月 1 2 日（ただし、当社の事情により、翌月 1 2 日以降の当社が定める日に変更される場合があります。）を再度の支払期日と設定します。再度の支払期日にも支払を受けることができなかった場合には、翌月払い利用者は、当社指定の方法により当該本債務の支払を行うものとします。 <u>9.</u> 前 2 項の規定に基づく本債務の全額の弁済がなされなかった場合には、当社は、当該残額について、翌月払い利用者が保有する本マネー及び FamiPay ボーナスにより充当し又は当社が当該翌月払い利用者に対して負担する債務（弁済期を問わない。）で相殺することができるものとします。 <u>10.</u> 前 <u>9</u> 項の規定に基づき、翌月払い利用者が支払った金額が翌月払い利用者の当社に対する債務の全額に満たないときは、法令の範囲内で、当社が適当と認める順序、方法により充当することとします。また、翌月払い利用者が支払った金額が翌月払い利用者の当社に対する債務の全額を超えるときは、当社所定の方法により、当社が利用者に対し当該超過分を返金することとし、利用者はこれを承諾します。
第 8 条（スキップ払いの利用） （略） 5. 分割払い支払分<u>及び自動リボ支払分</u>をスキップ払いに変更することはできません。	第 8 条（スキップ払いの利用） （略） 5. 分割払い支払分をスキップ払いに変更することはできません。

第8条の2（分割払いの利用）
（略）
5. スキップ払い支払分及び自動リボ支払分を分割払いに変更することはできません。

第8条の2（分割払いの利用）
（略）
5. スキップ払い支払分を分割払いに変更することはできません。

第8条の3（自動リボの利用）
1. 自動リボを希望する翌月払い利用者は、当社所定の手続により自動リボの登録を行うものとします。
2. 前項の登録後、初めて到来する翌月払い支払日より自動リボによる支払いを開始するものとします。
3. 毎月の自動リボお支払額は、毎月の請求確定時点のリボ残高に応じた下表の「毎月の支払額」をお支払いいただくものとします。また、毎月の自動リボお支払額は、下表の「リボ残高」に応じた「毎月の支払額」を下回らない範囲で当社所定の方法により変更できるものとします。なお、毎月の支払額（支払期日の前月利用分を除きます。）には、第9条第1項に定める翌月払い手数料が含まれます。

<u>リボ残高</u>	<u>毎月の支払額</u>
<u>10万円以下</u>	<u>3,000円</u>
<u>10万円超15万円以下</u>	<u>5,000円</u>
<u>15万円超20万円以下</u>	<u>7,000円</u>
<u>20万円超25万円以下</u>	<u>9,000円</u>
<u>以降、5万円増す毎に</u>	<u>2,000円ずつ加算</u>

4. 自動リボ利用者は、いつでも自動リボの登録を解除できるものとします。ただし、登録を解除した時点のリボ残高については、自動リボとしてお支払いいただきます。
5. 利用者は、当社所定の手続により次回の翌月払い支払日に本債務の全額又は

	<u>7回</u>	<u>1, 3 2 0 円</u>	<u>1 8. 0 %</u>	<u>～</u>	<u>1 3. 1 %</u>
	<u>8回</u>	<u>1, 5 5 0 円</u>	<u>1 8. 0 %</u>	<u>～</u>	<u>1 3. 2 %</u>
	<u>9回</u>	<u>1, 7 7 0 円</u>	<u>1 8. 0 %</u>	<u>～</u>	<u>1 3. 2 %</u>
	<u>1 0回</u>	<u>2, 0 0 0 円</u>	<u>1 8. 0 %</u>	<u>～</u>	<u>1 3. 3 %</u>
	<u>1 1回</u>	<u>2, 2 2 0 円</u>	<u>1 8. 0 %</u>	<u>～</u>	<u>1 3. 3 %</u>
	<u>1 2回</u>	<u>2, 4 5 0 円</u>	<u>1 8. 0 %</u>	<u>～</u>	<u>1 3. 4 %</u>
	■ <u>4 0, 0 0 0 円以上 5 0, 0 0 0 円未満</u>				
	<u>支払回数</u>	<u>適用手数料</u>	<u>実質年率</u>		
	<u>2回</u>	<u>0 円</u>	<u>0. 0 %</u>	<u>～</u>	<u>0. 0 %</u>
	<u>3回</u>	<u>5 7 0 円</u>	<u>1 8. 0 %</u>	<u>～</u>	<u>1 3. 5 %</u>
	<u>4回</u>	<u>8 6 0 円</u>	<u>1 7. 9 %</u>	<u>～</u>	<u>1 3. 6 %</u>
	<u>5回</u>	<u>1, 1 6 0 円</u>	<u>1 7. 9 %</u>	<u>～</u>	<u>1 3. 8 %</u>
<u>6回</u>	<u>1, 4 6 0 円</u>	<u>1 8. 0 %</u>	<u>～</u>	<u>1 3. 9 %</u>	
<u>7回</u>	<u>1, 7 6 0 円</u>	<u>1 8. 0 %</u>	<u>～</u>	<u>1 4. 0 %</u>	
<u>8回</u>	<u>2, 0 6 0 円</u>	<u>1 8. 0 %</u>	<u>～</u>	<u>1 4. 0 %</u>	
<u>9回</u>	<u>2, 3 6 0 円</u>	<u>1 8. 0 %</u>	<u>～</u>	<u>1 4. 1 %</u>	
<u>1 0回</u>	<u>2, 6 7 0 円</u>	<u>1 8. 0 %</u>	<u>～</u>	<u>1 4. 2 %</u>	
<u>1 1回</u>	<u>2, 9 7 0 円</u>	<u>1 8. 0 %</u>	<u>～</u>	<u>1 4. 2 %</u>	
<u>1 2回</u>	<u>3, 2 7 0 円</u>	<u>1 8. 0 %</u>	<u>～</u>	<u>1 4. 3 %</u>	
■ <u>5 0, 0 0 0 円以上 6 0, 0 0 0 円未満</u>					
<u>支払回数</u>	<u>適用手数料</u>	<u>実質年率</u>			
<u>2回</u>	<u>0 円</u>	<u>0. 0 %</u>	<u>～</u>	<u>0. 0 %</u>	
<u>3回</u>	<u>7 1 0 円</u>	<u>1 7. 9 %</u>	<u>～</u>	<u>1 4. 0 %</u>	
<u>4回</u>	<u>1, 0 8 0 円</u>	<u>1 8. 0 %</u>	<u>～</u>	<u>1 4. 3 %</u>	

	<u>5回</u>	<u>1, 4 5 0 円</u>	<u>1 7. 9 %</u>	<u>～</u>	<u>1 4. 4 %</u>
	<u>6回</u>	<u>1, 8 3 0 円</u>	<u>1 8. 0 %</u>	<u>～</u>	<u>1 4. 5 %</u>
	<u>7回</u>	<u>2, 2 0 0 円</u>	<u>1 8. 0 %</u>	<u>～</u>	<u>1 4. 6 %</u>
	<u>8回</u>	<u>2, 5 8 0 円</u>	<u>1 8. 0 %</u>	<u>～</u>	<u>1 4. 7 %</u>
	<u>9回</u>	<u>2, 9 6 0 円</u>	<u>1 8. 0 %</u>	<u>～</u>	<u>1 4. 7 %</u>
	<u>1 0回</u>	<u>3, 3 3 0 円</u>	<u>1 8. 0 %</u>	<u>～</u>	<u>1 4. 8 %</u>
	<u>1 1回</u>	<u>3, 7 1 0 円</u>	<u>1 8. 0 %</u>	<u>～</u>	<u>1 4. 8 %</u>
	<u>1 2回</u>	<u>4, 0 9 0 円</u>	<u>1 8. 0 %</u>	<u>～</u>	<u>1 4. 9 %</u>
	■ <u>6 0, 0 0 0 円以上 7 0, 0 0 0 円未満</u>				
	<u>支払回数</u>	<u>適用手数料</u>	<u>実質年率</u>		
	<u>2回</u>	<u>0 円</u>	<u>0. 0 %</u>	<u>～</u>	<u>0. 0 %</u>
	<u>3回</u>	<u>8 5 0 円</u>	<u>1 7. 9 %</u>	<u>～</u>	<u>1 4. 3 %</u>
	<u>4回</u>	<u>1, 3 0 0 円</u>	<u>1 8. 0 %</u>	<u>～</u>	<u>1 4. 7 %</u>
	<u>5回</u>	<u>1, 7 5 0 円</u>	<u>1 8. 0 %</u>	<u>～</u>	<u>1 4. 9 %</u>
	<u>6回</u>	<u>2, 1 9 0 円</u>	<u>1 8. 0 %</u>	<u>～</u>	<u>1 4. 9 %</u>
	<u>7回</u>	<u>2, 6 5 0 円</u>	<u>1 8. 0 %</u>	<u>～</u>	<u>1 5. 0 %</u>
	<u>8回</u>	<u>3, 1 0 0 円</u>	<u>1 8. 0 %</u>	<u>～</u>	<u>1 5. 1 %</u>
	<u>9回</u>	<u>3, 5 5 0 円</u>	<u>1 8. 0 %</u>	<u>～</u>	<u>1 5. 2 %</u>
	<u>1 0回</u>	<u>4, 0 0 0 円</u>	<u>1 8. 0 %</u>	<u>～</u>	<u>1 5. 2 %</u>
	<u>1 1回</u>	<u>4, 4 5 0 円</u>	<u>1 8. 0 %</u>	<u>～</u>	<u>1 5. 2 %</u>
	<u>1 2回</u>	<u>4, 9 0 0 円</u>	<u>1 8. 0 %</u>	<u>～</u>	<u>1 5. 3 %</u>
	■ <u>7 0, 0 0 0 円以上 8 0, 0 0 0 円未満</u>				
	<u>支払回数</u>	<u>適用手数料</u>	<u>実質年率</u>		
	<u>2回</u>	<u>0 円</u>	<u>0. 0 %</u>	<u>～</u>	<u>0. 0 %</u>

<u>3回</u>	<u>1, 0 0 0 円</u>	<u>1 8. 0 %</u>	<u>～</u>	<u>1 4. 8 %</u>
<u>4回</u>	<u>1, 5 1 0 円</u>	<u>1 7. 9 %</u>	<u>～</u>	<u>1 4. 9 %</u>
<u>5回</u>	<u>2, 0 4 0 円</u>	<u>1 8. 0 %</u>	<u>～</u>	<u>1 5. 2 %</u>
<u>6回</u>	<u>2, 5 6 0 円</u>	<u>1 8. 0 %</u>	<u>～</u>	<u>1 5. 3 %</u>
<u>7回</u>	<u>3, 0 9 0 円</u>	<u>1 8. 0 %</u>	<u>～</u>	<u>1 5. 4 %</u>
<u>8回</u>	<u>3, 6 2 0 円</u>	<u>1 8. 0 %</u>	<u>～</u>	<u>1 5. 4 %</u>
<u>9回</u>	<u>4, 1 4 0 円</u>	<u>1 8. 0 %</u>	<u>～</u>	<u>1 5. 5 %</u>
<u>1 0回</u>	<u>4, 6 7 0 円</u>	<u>1 8. 0 %</u>	<u>～</u>	<u>1 5. 5 %</u>
<u>1 1回</u>	<u>5, 1 9 0 円</u>	<u>1 8. 0 %</u>	<u>～</u>	<u>1 5. 5 %</u>
<u>1 2回</u>	<u>5, 7 2 0 円</u>	<u>1 8. 0 %</u>	<u>～</u>	<u>1 5. 6 %</u>

■ 8 0, 0 0 0 円以上 9 0, 0 0 0 円未満

<u>支払回数</u>	<u>適用手数料</u>	<u>実質年率</u>		
<u>2回</u>	<u>0 円</u>	<u>0. 0 %</u>	<u>～</u>	<u>0. 0 %</u>
<u>3回</u>	<u>1, 1 4 0 円</u>	<u>1 8. 0 %</u>	<u>～</u>	<u>1 5. 0 %</u>
<u>4回</u>	<u>1, 7 3 0 円</u>	<u>1 8. 0 %</u>	<u>～</u>	<u>1 5. 2 %</u>
<u>5回</u>	<u>2, 3 3 0 円</u>	<u>1 8. 0 %</u>	<u>～</u>	<u>1 5. 4 %</u>
<u>6回</u>	<u>2, 9 3 0 円</u>	<u>1 8. 0 %</u>	<u>～</u>	<u>1 5. 5 %</u>
<u>7回</u>	<u>3, 5 3 0 円</u>	<u>1 8. 0 %</u>	<u>～</u>	<u>1 5. 6 %</u>
<u>8回</u>	<u>4, 1 3 0 円</u>	<u>1 8. 0 %</u>	<u>～</u>	<u>1 5. 6 %</u>
<u>9回</u>	<u>4, 7 3 0 円</u>	<u>1 8. 0 %</u>	<u>～</u>	<u>1 5. 7 %</u>
<u>1 0回</u>	<u>5, 3 4 0 円</u>	<u>1 8. 0 %</u>	<u>～</u>	<u>1 5. 8 %</u>
<u>1 1回</u>	<u>5, 9 4 0 円</u>	<u>1 8. 0 %</u>	<u>～</u>	<u>1 5. 8 %</u>
<u>1 2回</u>	<u>6, 5 4 0 円</u>	<u>1 8. 0 %</u>	<u>～</u>	<u>1 5. 8 %</u>

■ 9 0, 0 0 0 円以上 1 0 0, 0 0 0 円以下

	<table><tr><th>支払回数</th><th>適用手数料</th><th>実質年率</th></tr><tr><td>2回</td><td>0円</td><td>0.0% ～ 0.0%</td></tr><tr><td>3回</td><td>1,280円</td><td>18.0% ～ 15.1%</td></tr><tr><td>4回</td><td>1,950円</td><td>18.0% ～ 15.4%</td></tr><tr><td>5回</td><td>2,620円</td><td>18.0% ～ 15.6%</td></tr><tr><td>6回</td><td>3,290円</td><td>18.0% ～ 15.7%</td></tr><tr><td>7回</td><td>3,970円</td><td>18.0% ～ 15.8%</td></tr><tr><td>8回</td><td>4,650円</td><td>18.0% ～ 15.8%</td></tr><tr><td>9回</td><td>5,330円</td><td>18.0% ～ 15.9%</td></tr><tr><td>10回</td><td>6,000円</td><td>18.0% ～ 16.0%</td></tr><tr><td>11回</td><td>6,680円</td><td>18.0% ～ 16.0%</td></tr><tr><td>12回</td><td>7,360円</td><td>18.0% ～ 16.0%</td></tr></table>	支払回数	適用手数料	実質年率	2回	0円	0.0% ～ 0.0%	3回	1,280円	18.0% ～ 15.1%	4回	1,950円	18.0% ～ 15.4%	5回	2,620円	18.0% ～ 15.6%	6回	3,290円	18.0% ～ 15.7%	7回	3,970円	18.0% ～ 15.8%	8回	4,650円	18.0% ～ 15.8%	9回	5,330円	18.0% ～ 15.9%	10回	6,000円	18.0% ～ 16.0%	11回	6,680円	18.0% ～ 16.0%	12回	7,360円	18.0% ～ 16.0%
支払回数	適用手数料	実質年率																																			
2回	0円	0.0% ～ 0.0%																																			
3回	1,280円	18.0% ～ 15.1%																																			
4回	1,950円	18.0% ～ 15.4%																																			
5回	2,620円	18.0% ～ 15.6%																																			
6回	3,290円	18.0% ～ 15.7%																																			
7回	3,970円	18.0% ～ 15.8%																																			
8回	4,650円	18.0% ～ 15.8%																																			
9回	5,330円	18.0% ～ 15.9%																																			
10回	6,000円	18.0% ～ 16.0%																																			
11回	6,680円	18.0% ～ 16.0%																																			
12回	7,360円	18.0% ～ 16.0%																																			
2. 翌月払い手数料は、第7条の定めに従い支払うものとします。 <u>3. 第1項が規定するスキップ払い手数料計算方法①における「スキップ期間」、分割払い手数料計算方法①における「日数」及び自動リボ手数料計算方法①における「月間日数」は、第7条第3項2つ目のかっこ書ただし書、第7項及び第8項の規定にかかわらず、同条第3項に規定する請求確定日の属する月の27日をそれらの期間の起算日として当社所定の方法で計算するものとします。</u>	2. 翌月払い手数料は、第7条の定めに従い支払うものとします。																																				
第11条（翌月払いサービスの利用の停止又は解約） 1. 当社は、翌月払い利用者が FamiPay 利用規約第13条第3項各号のいずれかの事由に該当した場合、その疑いがあると合理的に判断した場合及び、翌月払い利用者の翌月払いサービスの利用状況及び信用状態等により必要と認めた場合は、当該翌月払い利用者の翌月払いサービスの利用の全部又は一部を停止し（<u>割</u>	第11条（翌月払いサービスの利用の停止又は解約） 1. 当社は、翌月払い利用者が FamiPay 利用規約第13条第3項各号のいずれかの事由に該当した場合、その疑いがあると合理的に判断した場合及び、翌月払い利用者の翌月払いサービスの利用状況及び信用状態等により必要と認めた場合は、当該翌月払い利用者の翌月払いサービスの利用の全部又は一部を停止し（<u>ス</u>																																				

<u>賦払い機能</u>の停止を含みます。以下同様です。) 又は第3条第4項の翌月払いサービスの利用に係る承認を取り消すことができるものとします。なお、FamiPay 利用規約第13条第3項各号においては、「本マネー」を「本マネー又は翌月払いサービス」、「本規約」を「本規約又は翌月払いサービス利用規約その他これに付随する規約等」と読み替えます。 (略) 5. 第1項の定めにかかわらず、翌月払い利用者のスキップ払い支払分及び分割払い支払分<u>並びに自動リボ支払分（以下総称して「割賦支払分」といいます。）</u>の支払の不履行を理由とする<u>割賦</u>払いの利用停止又は解除は、翌月払い利用者が<u>割賦</u>支払分を支払期日に支払わず、当社が<u>20</u>日以上相当な期間を定めてその支払を書面又は電磁的記録により催告したにもかかわらず、その期間内に支払を行わない場合に限り、行うものとします。	<u>キップ払い機能及び分割払い機能</u>の停止を含みます。以下同様です。) 又は第3条第4項の翌月払いサービスの利用に係る承認を取り消すことができるものとします。なお、FamiPay 利用規約第13条第3項各号においては、「本マネー」を「本マネー又は翌月払いサービス」、「本規約」を「本規約又は翌月払いサービス利用規約その他これに付随する規約等」と読み替えます。 (略) 5. 第1項の定めにかかわらず、翌月払い利用者のスキップ払い支払分及び分割払い支払分の支払の不履行を理由とする<u>スキップ払い及び分割</u>払いの利用停止又は解除は、翌月払い利用者が<u>スキップ払い支払分及び分割払い</u>支払分を支払期日に支払わず、当社が<u>7</u>日以上相当な期間を定めてその支払を書面又は電磁的記録により催告したにもかかわらず、その期間内に支払を行わない場合に限り、行うものとします。
第13条（支払停止の抗弁） 1. スキップ払い利用者及び分割払い利用者<u>並びに自動リボ利用者（以下総称して「割賦利用者」といいます。）</u>は、<u>割賦</u>払いを利用した本マネー取引により購入した商品等について、以下の各号に掲げる事由があるときは、当社に申し出ることにより、当該事由が解消されるまでの間、当社に対して当該事由に係る商品等（以下、本条において「対象商品等」といいます。）の代金に係る<u>割賦</u>支払分の支払を停止することができます。ただし、スキップ払い又は分割払いの支払分に係る支払総額が4万円未満である場合、<u>自動リボにおける対象商品等に係る代金相当額が3万8,000円未満である場合</u>等割賦販売法の規定の適用がない場合又は対象商品等が割賦販売法の適用が除外される取引、商品・権利・役務である場合についてはこの限りではありません。なお、対象商品等に係る取引が取消し、解除その他の抗弁事由により消滅、無効又は不存在となる場合における翌月払いチャージの取消し又は解除については前条第2項本文が、対象商品等に係る<u>割賦</u>	第13条（支払停止の抗弁） 1. スキップ払い利用者及び分割払い利用者は、<u>スキップ払い及び分割</u>払いを利用した本マネー取引により購入した商品等について、以下の各号に掲げる事由があるときは、当社に申し出ることにより、当該事由が解消されるまでの間、当社に対して当該事由に係る商品等（以下、本条において「対象商品等」といいます。）の代金に係る<u>スキップ払い支払分及び分割払い</u>支払分の支払を停止することができます。ただし、スキップ払い又は分割払いの支払分に係る支払総額が4万円未満である場合等割賦販売法の規定の適用がない場合又は対象商品等が割賦販売法の適用が除外される取引、商品・権利・役務である場合についてはこの限りではありません。なお、対象商品等に係る取引が取消し、解除その他の抗弁事由により消滅、無効又は不存在となる場合における翌月払いチャージの取消し又は解除については前条第2項本文が、対象商品等に係る<u>スキップ払い支払分及び分割払い</u>支払分の全部または一部が支払われ、又は既に支払われていた場合に当該金額

支払分の全部または一部が支払われ、又は既に支払われていた場合に当該金額相当額を返還するときの方法については前条第3項が適用ないし準用されます。 ①商品等の引渡し、提供がなされないこと。 ②商品等に瑕疵（欠陥）があること。 ③その他商品等の販売・提供について、本マネー加盟店に対して生じている事由（前条第2項に定める対象取引の取消し又は解除があった場合を含みます。）があること。 2. 当社は、利用者が前項の支払停止を行う旨を申し出たときは、直ちに所定の手続をとるものとします。なお、当該停止の申出がなされた日から停止が解除された日までの間、対象商品等に係る<u>割賦</u>支払分の請求を行わず、また、当該期間について、翌月払い手数料の算定対象期間から除外するものとします。 3. <u>割賦</u>利用者は、第1項の申出をするときは、あらかじめ第1項の各号の事由を解消するため本マネー加盟店と交渉を行うよう努めるものとし、当該申出をする場合は、速やかに当該事由を記載した書面（資料がある場合は資料を添付して）を当社に提出するよう努めるものとします。また、<u>割賦</u>利用者は、当社が当該事由について調査をするときは、その調査に協力するものとします。 4. <u>割賦</u>利用者は、第1項の申出を行った場合であっても、当社が<u>割賦</u>支払分の総額から対象商品等に係る代金相当額の<u>割賦</u>支払分の額を控除のうえ、<u>割賦</u>支払分の支払を請求した場合には、当該控除後の金額及び手数料の支払を継続するものとします。	相当額を返還するときの方法については前条第3項が適用ないし準用されます。 ①商品等の引渡し、提供がなされないこと。 ②商品等に瑕疵（欠陥）があること。 ③その他商品等の販売・提供について、本マネー加盟店に対して生じている事由（前条第2項に定める対象取引の取消し又は解除があった場合を含みます。）があること。 2. 当社は、利用者が前項の支払停止を行う旨を申し出たときは、直ちに所定の手続をとるものとします。なお、当該停止の申出がなされた日から停止が解除された日までの間、対象商品等に係る<u>スキップ払い支払分及び分割払い</u>支払分の請求を行わず、また、当該期間について、翌月払い手数料の算定対象期間から除外するものとします。 3. <u>スキップ払い利用者及び分割払い</u>利用者は、第1項の申出をするときは、あらかじめ第1項の各号の事由を解消するため本マネー加盟店と交渉を行うよう努めるものとし、当該申出をする場合は、速やかに当該事由を記載した書面（資料がある場合は資料を添付して）を当社に提出するよう努めるものとします。また、<u>スキップ払い利用者及び分割払い</u>利用者は、当社が当該事由について調査をするときは、その調査に協力するものとします。 4. <u>スキップ払い利用者及び分割払い</u>利用者は、第1項の申出を行った場合であっても、当社が<u>スキップ払い支払分及び分割払い</u>支払分の総額から対象商品等に係る代金相当額の<u>スキップ払い支払分及び分割払い</u>支払分の額を控除のうえ、<u>スキップ払い支払分及び分割払い</u>支払分の支払を請求した場合には、当該控除後の金額及び手数料の支払を継続するものとします。
第14条（遅延損害金） 1. 翌月払い利用者は、本債務の支払を遅延した場合又は第16条により期限の	第14条（遅延損害金） 1. 翌月払い利用者は、本債務の支払を遅延した場合又は第16条により期限の

利益を喪失した場合には、当社に対し、当該本債務の元金につき、第7条第<u>8</u>項に定める再々度の引落日の日又は同条第<u>9</u>項に定める再度の支払期日の翌日から支払の日まで又は期限の利益を喪失した日の翌日から完済の日まで年率14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。 2. 前項の規定にかかわらず、<u>割賦</u>利用者が<u>割賦</u>支払分の支払を遅延し、又は<u>割賦</u>支払分について期限の利益を喪失した場合は、当社に対して、当該<u>割賦</u>支払分の元金につき、第7条第<u>8</u>項に定める再々度の引落日の日の翌日から支払の日まで又は期限の利益喪失の日の翌日から完済の日まで、法定利率による遅延損害金を支払うものとします。	利益を喪失した場合には、当社に対し、当該本債務の元金につき、第7条第<u>7</u>項に定める再々度の引落日の日又は同条第<u>8</u>項に定める再度の支払期日の翌日から支払の日まで又は期限の利益を喪失した日の翌日から完済の日まで年率14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。 2. 前項の規定にかかわらず、<u>スキップ払い利用者及び分割払い</u>利用者が<u>スキップ払い支払分及び分割払い</u>支払分の支払を遅延し、又は<u>スキップ払い支払分及び分割払い</u>支払分について期限の利益を喪失した場合は、当社に対して、当該<u>スキップ払い支払分及び分割払い</u>支払分の元金につき、第7条第<u>7</u>項に定める再々度の引落日の日の翌日から支払の日まで又は期限の利益喪失の日の翌日から完済の日まで、法定利率による遅延損害金を支払うものとします。
第16条（期限の利益の喪失） 1. 翌月払い利用者は、次のいずれかの事由に該当した場合、翌月払いチャージにより当社に対して負担する一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を当社所定の方法により支払うものとします。 （略） ④本債務の履行を遅滞し、当社から<u>20</u>日以上相当な期間を定めてその支払の催告をされたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。 （略）	第16条（期限の利益の喪失） 1. 翌月払い利用者は、次のいずれかの事由に該当した場合、翌月払いチャージにより当社に対して負担する一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を当社所定の方法により支払うものとします。 （略） ④本債務の履行を遅滞し、当社から<u>7</u>日以上相当な期間を定めてその支払の催告をされたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。 （略）
<u>スキップ払い</u>の具体的算定例 4月1日に30,000円分の商品を購入する取引において保有する本マネーが5,000円で、翌月払いサービスにより25,000円を翌月払いチャージし、25,000円の返済について通常5月27日の支払いのところ、スキップ払いにより6月27日の支払いの設定を行った場合	<u>支払総額</u>の具体的算定例 4月1日に30,000円分の商品を購入する取引において保有する本マネーが5,000円で、翌月払いサービスにより25,000円を翌月払いチャージし、25,000円の返済について通常5月27日の支払いのところ、スキップ払いにより6月27日の支払いの設定を行った場合

元本：25,000円

翌月払い手数料：344円（元本25,000円×実質年率18.0%×スキップ期間（1か月分）÷年間日数）

支払総額：25,344円

分割払いの具体的算定例

1月1日に30,000円分の商品を購入する取引において保有する本マネーが5,000円で、翌月払いサービスにより25,000円を翌月払いチャージし、25,000円の返済について通常2月27日の支払いのところ、3回分割払いにより4月27日までの支払い設定を行った場合

元本：25,000円

翌月払い手数料：356円（（残高16,666円×日数28日＋残高8,333円×日数31日）×実質年率18.0%÷年間日数）

支払総額：25,356円

自動リボの具体的算定例

1月1日に30,000円分の商品を購入する取引において保有する本マネーが5,000円で、翌月払いサービスにより25,000円を翌月払いチャージし、25,000円の返済について通常2月27日の支払いのところ、2月10日に自動リボ設定を行った場合

（2月27日の支払い）

リボ残高：25,000円

弁済金：3,000円

内、翌月払い手数料：0円

元本：25,000円

翌月払い手数料：344円（元本25,000円×実質年率18.0%×スキップ期間（1か月分）÷年間日数）

支払総額：25,344円

<u>内、元本充当分：3, 0 0 0 円</u> <u>(3 月 2 7 日 の 支 払 い)</u> <u>リボ残高：2 2, 0 0 0 円</u> <u>弁済金：3, 0 0 0 円</u> <u>内、翌月払い手数料：3 0 2 円 (残高 2 2, 0 0 0 円×実質年率 1 8. 0 %×月間日数÷年間日数)</u> <u>内、元本充当分：2, 6 9 8 円 (弁済金 3, 0 0 0 円－翌月払い手数料 3 0 2 円)</u>	
ファミリーマート支払特約 第 4 条 (<u>割賦</u>払いの利用) 1. 収納代行利用者は、<u>割賦</u>払いの申込みを行うことができません。 2. 自動振替利用者が<u>割賦</u>払いを利用中の場合、原規約第 7 条第 1 項において、指定支払方法を②のコンビニエンスストア（ファミリーマート）店頭での現金による支払とすることはできません。	ファミリーマート支払特約 第 4 条 (<u>スキップ払い及び分割</u>払いの利用) 1. 収納代行利用者は、<u>スキップ払い及び分割</u>払いの申込みを行うことができません。 2. 自動振替利用者が<u>スキップ払い及び分割</u>払いを利用中の場合、原規約第 7 条第 1 項において、指定支払方法を②のコンビニエンスストア（ファミリーマート）店頭での現金による支払とすることはできません。